

近藤邦明、槌田 敦

気象学会『天気』編集委員会への質問書(1)および(2)に対する返事(12月15日付)を受け取りました。これによれば、不採用の判断は「査読手続きの適正な運用によるものであつて、「編集委員会としてご質問にはお答えしかねます」というものでした。

しかし、このふたつの質問書は、この査読手続きで「適性な運用」があつたかどうかについて「疑い」があり、それを質問したものですから、編集委員会にはこれらの質問に答え、その「疑い」を晴らす義務があります。

それなのにその「疑い」に答えないということは、これらは「疑い」ではなく「事実」であつて、不採用との判断は間違っていることになりませんが、それでもよいのですか。

そこで、編集委員会が答え易いように、それぞれの質問に補足説明しますから、これを参考にして「疑い」を晴らすようお答えください。

なお、12月13日付で送った質問書(2)に対して、12月15日付の返事は早すぎます。編集委員会に宛てて査読者Bの差し替え要求を含む質問書を出したのですから、委員会全員で真摯に検討してください、担当委員の個人的返事ではあまりにも無責任です。

質問書(1)についての補足説明

(1)項について

この質問は、「査読制度に関する編集委員会の考え方と指針」(「考え方と指針」)と査読者A、Bのあげた掲載基準との関係を問うものです。

編集委員会によれば、Aは、①説明の根拠不足、②無理な論理展開、③一貫性がない、の3点をあげました。Bは、①根拠不明確をあげました。これらの査読者による掲載の基準は、「考え方と指針」でいう4項目の「掲載の必要条件」のどれに該当するのかを問うものです。

これにお答えがないということは、査読者のいう掲載基準は「考え方と指針」でいう「掲載の必要条件」ではなく、単に査読者の「参考意見」ということになります。そして「考え方と指針」によれば、「査読意見に無条件に従う必要はない」とありますから、これらはすべて不採用の理由にはならないことになります。そのように解釈してもよいのですか。

(2)項について

この質問も「考え方と指針」に関係するもので、Aのあげた査読意見9項とBのあげた査読意見21項について、「論文掲載のための必要条件」と「それ以外の参考意見」に区分けしてほしいというものです。

これにお答えにならないということは、これらの意見は必要条件ではなく、参考意見であつて、論文掲載には関係のない個人的意見であつたと考えてよいのですか。

(3)項について

編集委員会は、不採用の通知書において「編集委員会としてもその(査読)意見は妥当なものと考えます」としていますが、この査読意見の中には科学者の意見として首をかしげるようなものも多数混ざっています。このようなものも含めて編集委員会は「妥当なものと考え」ているのですか。

たとえば(B1)について、編集委員会はこの査読意見も科学的に見て正しく「妥当なものと考え」ますか。その外にも科学的に見て正しいとは言えないものがあります。それらは、当然、不採用の決定から除かれることになります。

質問書(2)についての補足説明

この質問書(2)では、A、B両氏の各査読意見が、科学的に「妥当なもの」であったかどうかを、各項目ごとに具体的に質問するものです。それぞれ回答してください。

査読者Aの査読意見について

(A1)について

① 現在、最高裁に係属している第一論文「大気中のCO₂濃度増は自然現象であった1.その原因は気温高である」についてのAの査読意見は、1回目と2回目では、この(A1)の趣旨と同じで、仮説としては認められるという内容でした。それが3回目の査読でまったく変わってしまったので、第一論文は不採用となったのです。

ところが、査読者Aは、今回(A1)において査読意見を元に戻しました。そして図4という著者が新しく発見した事実について、著者の主張を認め「世界気温の高温傾向が原因で長期的なCO₂濃度の増加が生じているという仮説を立てることも可能である」と判断しています。これが仮説として成立するのであれば、第一論文は、事実に基づく仮説ですから、その発表を不採用としたことは間違っていたことになります。

② 査読者Aは、今回の第二論文について、「気温高が原因でCO₂濃度増が決まるという事実を発見したと断定することはできない」と結論していますが、この結論は査読者Aの個人的参考意見であって、第二論文の発表後に「断定できるかどうか」を議論することになるではありませんか。

③ この第二論文は、著者が新しく発見した事実に基づく考察ですから、①と同じ理由で不採用との判断は間違っていることになります。

(A2)について

著者は、海洋が湧昇海域ではCO₂を放出、湧昇海域以外の全体ではCO₂を吸収とえます。査読者Aは著者の意見を誤解しているのですから、この査読意見は無効です。

(A3)について

査読意見で、(カッコ書き)の部分は査読者Aによる加筆です。著者はそのような意見を持っていません。これは査読者Aの曲解ですから、この査読意見は無効です。

(A4)について

森林破壊・農地破壊を説明するには、図5のCQが大きいとすればよいのです。「辻褃が合わない」とする査読者Aの結論は間違っています。この査読意見も無効です。

(A5)について

「引用がなく、漠然とした議論になっている」との査読意見ですが、この問題を詳しく論ずることは、この論文の主題と離れます。関係することをすべて書くとすれば、1冊の本になります。しかし、多少の加筆により改善することにします。

(A6)について

人為的CO₂温暖化説は、①人為的CO₂が溜まっている②CO₂が温暖化の原因である、との二つの説の合体です。したがって、この表現で十分と考えますが、査読者から見て不十分というのであれば、多少の加筆をします。

(A7)について

これは「中身を掘り下げた議論を別論文で紙面を使って展開していただきたい」という著者への注文です。著者もそのとおりに考えています。したがって、この査読意見はこの論文を採用不可にするものではありません。しかし、多少の加筆をします。

(A8)について

「一貫性がない」という指摘は、物理現象が違うのですから説明が変わるのは当然で、これを一貫性がないと決めつけるのは、科学者による査読としてはどうかしています。この査読意見は科学的に不当です。

(A9)については、編集委員会への質問書(2)の(A9)で述べたとおりです。そこで、これに多少加筆して著者の見解を述べます。

(A1)によれば、第一論文、第二論文ともに、掲載されなければならない論文ということになり、掲載の方向で論文の改良をするべき、ということになります。

(A2~4)での①説明の根拠不足との指摘は、査読者の誤解や曲解や間違いによるもので、掲載拒否の理由とはなり得ません。これらの査読意見は科学的に無効です。

(A5~7)については、著者はこのままの表現でよいと考えますが、読者の理解のために加筆することで解決可能な問題です。

(A8)での③一貫性がないとの指摘は、物理現象が違うのですから説明が違って当然です。この指摘は科学的に間違っています。

(A9)において、査読者Aは、②無理な論理展開と指摘していますが、具体的に例示しておらず、査読者Aの印象による「放言」で、これも掲載拒否の理由にはなり得ません。

以上述べましたように、編集委員会も妥当と認めた査読者Aの意見には、加筆すれば解決する問題を除き、科学的合理性のある掲載拒否理由はただのひとつも存在しません。したがって、「掲載基準に合致しない」とする編集委員会の判断は成立せず、逆に(A1)によってこの論文の掲載は必要になると考えますが、いかがですか。

査読者Bの査読意見について

質問書(2)で述べたとおりです。すなわち、

(B1)について

① 図2において、著者が主張しているのは、CO₂濃度の変化率が気温の変化率より1年遅れるという事実でして、これにより気温(高)が原因でCO₂濃度(増)は結果であると推論しました。

しかし、この図2においてBのこのような「長期傾向の原因が『気温高』(世界平均気温偏差>-0.6℃)であると主張」などしていませんし、この図だけでそのように主張する気持ちもありません。したがって、してもいいし、する気もない主張の「根拠を明示すべき」というBの注文は無理というものです。

② また、「この図(図4)において示されていない要素が真の原因となっている可能性も排除できない」と断定しますが、このような断定は科学者のすることではなく、科学者として失格ということになります。

著者は図4という事実の範囲で推論したのでして、これを否定する真の原因があるならばそれを示してから反論すべきです。Bは、「何か分からない原因により否定される可能性を排除できない」という理由で反論し、本論文を掲載しないよう求めるもので、科学に限らず一般論理としても目茶苦茶です。

以下のBのコメント(B2~B21)にも、上記したふたつ(①、②)と同様の科学的欠陥または数学的欠陥を持つものがあります。編集委員会は、このような科学的失格者を査読者にし、またこの不採用の通知書において、このようなとんでもない査読意見を「妥当」として著者にそのまま送りつけたことを反省してください。

編集委員会は、Bの非科学的査読意見を排して「考え方と指針」にあるように「査読意見と異なる判断をする場合」であることを認めるべきです。そして、査読者Aも認めるように、この提出論文は事実による仮説およびその考察であって、このような非科学的な理由でしか不採用にできないことを反省し、この論文を無条件に採用すべきです。

しかし、査読者Bを差し替えたうえ、これも「考え方と指針」にあるように「論文をよくする」方向で査読をし直すことも可能と思います。ところで、このような段階になってからの査読者交替による査読は、仮に上記のような趣旨であっても、本来必要のなかった苦痛を著者に与えることを十分に認識して実行してください。

以上、著者による質問および補足説明に対して、気象学会『天気』編集委員会の「科学者集団」としての誠実な回答を求めます。

編集委員会が、著者に対して誠実に回答しないまま、温暖化問題で諸外国でもなされているように、外部圧力に屈して「不採用の方針」を貫徹するのであれば、公的機関としての気象学会が会員の研究成果の発表を妨害したとして、憲法第23条学問の自由の侵害事件となることにご注意ください。

以上